

事務連絡
令和2年7月22日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等に
おける新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について、都道府県、保健所設置市及び特別区に別添のとおり連絡しておりますので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

事務連絡
令和2年7月22日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等に
おける新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年6月29日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、ウ

ルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エスワティニ、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、カメルーン、韓国、ガーナ、カーボベルデ、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、キルギス、キューバ、グアテマラ、クウェート、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、シェラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、イスス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スロバキア、スロベニア、スーダン、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントクリストファー・ネービス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソマリア、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中央アフリカ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、ナミビア、ニカラグア、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、バチカン、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、パレスチナ、ハンガリー、バングラデシュ、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マダガスカル、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、モーリタニア、ラトビア、リトアニア、リビア、リヒテンシュタイン、リベリア、ルクセンブルク、ルーマニア、レバノン並びに及びロシアとする。

2 適用日等

令和2年7月24日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内にアイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エスワティニ、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、カメルーン、韓国、ガーナ、カーボベルデ、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、キルギス、キューバ、グアテマラ、クウェート、グレナダ、クロアチア、ケニア、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、シェラレオネ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、イスス、スウェーデン、スペイン、スリナム、スロバキア、スロベニア、スーダン、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントクリストファー・ネービス、セン

トビンセント及びグレナディーン諸島、ソマリア、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中央アフリカ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、デンマーク、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、ナミビア、ニカラグア、ニュージーランド、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、バチカン、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、パレスチナ、ハンガリー、バングラデシュ、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マダガスカル、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、モーリタニア、ラトビア、リトアニア、リビア、リヒテンシュタイン、リベリア、ルクセンブルク、ルーマニア、レバノン並びに及びロシアに渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。